

2 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実

食中毒のリスクの高い食品施設の監視の強化、許認可業務の効率化を図るとともに、食に対する国民ニーズの多様化・高度化や新開発食品等新たな規制に応じた検査など食品の安全チェック体制の充実を図る。

(1) 食品衛生監視指導の充実（平成 8 年度開始 平成 31 年度予算：3,360 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

飲食店等の施設の衛生を確保するため、関係法令に基づき営業施設の許可を行うとともに、これらの施設の監視、指導を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法、栃木県食品衛生条例、食品安全条例	生活衛生課食品衛生グループ

《実績》

① 営業施設数、新規許可件数、監視日数及び監視件数

年度	営業施設数	新規許可件数	監視日数	監視件数
平成 28 年度	13, 635	1, 706	201	7, 560
平成 29 年度	13, 442	1, 680	217	7, 594
平成 30 年度	13, 476 ^{※1}	1, 688 ^{※2}	192	7, 583 ^{※3}

※1 生活衛生課資料編 表 1 と表 3 の施設数※1 の合計

※2 生活衛生課資料編 表 1 と表 2 の施設数※2 の合計

※3 生活衛生課資料編 表 1 と表 3 の監視件数※3 の合計

② 食品安全ウォッチャーの活動状況

委嘱人數等	活動状況
消費者 34 名（20 歳以上の市民） 公募選考により委嘱	○研修会の開催（平成 30 年 4 月） (食品衛生法等の表示にかかる研修及び意見交換) ○活動状況（平成 30 年 4 月～31 年 3 月分） ・表示調査報告数：7, 050 件 ・衛生状態等通報数：3 件

(2) 食品収去の実施（平成 8 年度開始 平成 31 年度予算：199 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

不良食品等の流通を防止し食品事故防止を図るため、食品等の規格基準検査や腸管出血性大腸菌等調査など収去検査により科学的なチェックを行い、基準遵守状況の確認、指導を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、宇都宮市農畜水産食品残留有害物質検査実施要領	生活衛生課食品衛生グループ

《実績》

収去等検体数及び収去等業務日数

年度	収去等業務日数	収去等検体数
平成28年度	72	1, 152
平成29年度	71	1, 263
平成30年度	63	1, 248 ^{*4}

※4 生活衛生課資料編 表4, 表5参照（農畜水産物残留有害物質、遺伝子組換え食品等の検査内容は、生活衛生課資料編 表6～11を参照）

（3）食品衛生検査業務管理（平成10年保健所開設時開始

平成31年度予算：234千円 市単独）

【事業の目的・内容】

十分な検査精度と検査結果の信頼性を確保するために、食品衛生法に基づく検査業務を管理する。

根拠法令等	主管課・グループ
食品衛生法第29条第2項、食品衛生法施行規則、 宇都宮市食品衛生検査業務管理要領	保健所総務課 薬事グループ

《実績》

- ・内部点検：各施設に対し年2回、手順書に基づき実施
- ・内部精度管理実施回数：7回（平成30年度）
- ・外部精度管理実施回数：7回（平成30年度）